食肉科研/行政情報等発信サービス

No.218 2020/3/26

1 「機能性表示食品に対する食品表示等関係法令に基づく事後的規制(事後チェック) の透明性の確保等に関する指針」の策定について

3月24日、消費者庁は次長名をもって各都道府県知事等宛標記通知を出した。その内容は次のとおり。

機能性表示食品に対する食品表示法、不当景品類及び不当表示防止法及び健康増進 法に基づく事後的規制(自主規制を含む。)の透明性を確保し、不適切な表示に対す る事業者の予見可能性を高めるとともに、事業者による自主点検及び業界団体による 自主規制等の取組の円滑化を図ることにより、事業者の健全な広告等の事業活動の推 進及び消費者の自主的かつ合理的な商品選択の機会を確保することを目的として、別 添のとおり、「機能性表示食品に対する食品表示等関係法令に基づく事後的規制(事 後チェック)の透明性の確保等に関する指針」を策定し、令和2年4月1日から運用 を開始するので、関係者に対する周知をお願いする。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/about_foods_with_function_claims/pdf/about_foods_with_function_claims_200324_0002.pdf

指針

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/about_foods_with_function_claims/pdf/about_foods_with_function_claims_200324_0003.pdf